

議案第37号

財産の処分について（旧三朝町立東小学校 土地）

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項及び三朝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月10日

三朝町長 松浦弘幸

1 処分する財産の内容

施設の名称 旧三朝町立東小学校

土地

所在 東伯郡三朝町大字余戸32番地1、大字吉田678番地

面積 14,006.00㎡

地目 学校用地

2 売却予定価格

30,393,000円

3 契約の相手方

所在 兵庫県神戸市須磨区坂宿町3丁目15番14号

名称 学校法人 須磨学園

4 売却理由

本財産は、小学校の統合に伴い閉校となった学校施設と敷地等の利活用について募集し、審査によって、買受候補者となった学校法人須磨学園へ施設の土地を売却し、地域活性化に資するため。